

平成19年9月

## 郵政民営化に伴う地方公金の収納の制度変更に際しての意見書

社団法人 全国地方銀行協会

地方公金の収納、支出、管理等の事務は、地方自治制度において極めて重要な位置を占めており、当該事務に習熟した金融機関が責任をもってこれらを取扱うという指定金融機関制度の意義は大きいものと考えます。こうした認識に基づき、地方銀行では、全国約1,000余の地方公共団体から指定金融機関の指定を受けて、指定金融機関制度の趣旨に則った地方公金の適正な取扱いや管理に努めております。

一方、日本郵政公社（郵便局）による地方公金の収納については、従来、郵便振替法に基づく収納と手数料の支払いが行われてきましたが、本年10月以降は郵政民営化に伴い制度の変更が行われるなど、地方公金の収納事務を巡る環境が大きく変わることになります。

当協会では、公金事務の取扱いについて、かねてより、地方公共団体が公平かつ受託する各地方銀行の事務処理コストに見合った適正な水準の経費負担を行うよう総務省等に働きかけを行ってまいりました。こうした中、今般、郵政民営化に伴う制度変更に際して、ゆうちょ銀行と他の民間金融機関との間で経費負担につき差別的な取扱いが行われる懸念や、ゆうちょ銀行が収納代理金融機関の指定のないまま地方公金の取扱いを行うなどの懸念が生じております。このため、当協会では地方公金の適切な管理と指定金融機関制度の趣旨に則った適正な制度運営を図っていく観点から、以下のとおり意見をとりまとめました。

## ． 指定金融機関制度の現状

地方公金の収納および支払い等の公金管理は、地方自治制度において極めて重要な位置を占めており、膨大な事務を堅確に処理するため、地方公共団体が一つの金融機関（指定金融機関）を指定して事務を委託し、その責任のもとで取扱わせることが法定化されている。また、この指定金融機関制度の枠組みの中で、事務の効率、住民利便等の観点から、必要に応じて、収納代理金融機関を指定し、指定金融機関の収納事務の一部を取扱わせることが認められている。

日本郵政公社（郵便局）は、上記の収納代理金融機関としての指定を受けて公金の収納を取扱うことができるが、収納方法については、郵便振替法の定めによって、指定金融機関制度による他の民間金融機関の収納方法とは異なる郵便振替の方法によることとされており、同時に手数料についても同法の定めにより、総務大臣の認可を受けた上限の範囲内で日本郵政公社が定め、総務大臣に届け出た収納手数料が地方公共団体から支払われてきた。

一方、指定金融機関等に対する経費負担（手数料等の支払）は、地方公共団体と指定金融機関等との個別相対の合意によるため、過去の取引経緯や慣行などから、多くの地方公共団体では経費負担を行っておらず、日本郵政公社との間で格差が存在するのが現状である。

しかし、郵政民営化後は、郵便振替法は廃止されることとなっており、ゆうちょ銀行が銀行法上の銀行として地方公金の収納事務を取扱う限りは、指定金融機関制度の枠組みに則ってこれを行うべきこととなり、経費負担についても他の金融機関と同様に地方公共団体と個別相対の合意によることとなる。

なお、地方公金の収納は、原則として金融機関以外の私人の取扱いが禁じられているが、政令により一定の場合に私人への委託が認められており、この委託に際しては、個別相対の合意による手数料が支払われている。

．制度変更に伴う課題と当協会の考え方

## 1．同一制度内での公平な経費負担の取扱い

上述のとおり、郵政民営化後は、ゆうちょ銀行が、銀行法上の銀行として、地方公金の収納事務を取扱うこととなり、収納手数料についても、各地方公共団体との個別相対の合意によることとなる。

こうした地方公金の収納事務の委託経費は、行政事務経費として、本来、委託者である各地方公共団体が負担し、受託者たる金融機関等に支払うべきものであって、この点で、各地方公共団体がゆうちょ銀行のコストに見合った経費負担を行うことは、経済合理性にかなったものといえる。しかし、同時に、指定金融機関制度という同一制度の枠内で基本的に同一の収納事務を取扱うゆうちょ銀行と他の金融機関に対する経費負担については、言うまでもなく公平かつ透明性のある取扱いが行われるべきものである。

当協会では、これまでも総務省ならびに地方公共団体関係団体に対し、地方公金の収納委託費用について公平かつ受託者の事務処理コストに見合った適正な経費負担が行われるよう働きかけを行ってきたが、郵政民営化後において、ゆうちょ銀行に対してのみ地方公共団体の経費負担が継続され、同じ銀行法上の銀行に対する同種の事務委託にかかる経費負担について、差別的取扱いが行われることがあってはならないと考える。

## 2．事務の効率化等

ゆうちょ銀行の公金収納については、従来、日本郵政公社が独自の郵便振替ネットワークを運営してきたことや、貯金事務センターにおける集中処理の体制がとられてきたこと等から、資金決済の方法や領収済通知の取扱いなど他の収納代理金融機関とは異なる事務の取扱いが生じる場合が多い。このため、収納事務全般を統括し円滑な事務処理に責任を負う指定金融機関においては、郵政民営化以降、特殊な事務処理への対応の面で過度な責任を負わざるを得なくなる事態が発生するおそれがある。

このような特殊な事務への対応等に伴う追加経費は、本来、委託者である地方公共団体が応分の負担をすべきものであるが、歳出の抑制の観点か

らは、事務処理の効率化・合理化を進め追加的な経費は極力削減することが望ましい。

当協会としては、指定金融機関制度の意義と重要性に鑑み、各地方公共団体が指定金融機関と連携しつつ、事務の標準化、効率化や収納の電子化等の合理化策を進め、収納事務経費の削減と住民利便の向上を進めていくことが極めて重要であると考えている。

### 3．指定金融機関制度の適正な運用

日本郵政公社（郵便局）が地方公金の収納を行うに当たっては収納代理金融機関の指定を受ける必要があるが、地方公共団体の中には、郵便局に郵便振替による公金収納の方法が認められていることから、これまで収納代理金融機関の指定を行わず、郵便局と個別協定を締結するなどして、郵便振替制度により収納事務を取扱わせている事例もある。

しかしながら、本年 10 月からの郵政民営化、郵便振替法廃止後のこうした指定金融機関制度の枠外での取扱いは、法的根拠の面で疑義があるばかりか地方公金の収納等の事務を一元的に責任ある金融機関に委託して厳正かつ適切に行うという指定金融機関制度の趣旨に反し、収納事務の責任関係や公金の厳正かつ適切な取扱いの観点から大きな問題となると考える。

なお、仮に銀行法上の銀行となるゆうちょ銀行の公金収納事務について金融機関以外を対象とする私人への委託に準じて取扱うような対応が行われることになれば、他の金融機関についても同様の取扱いによることが可能となり、地方公金の取扱いの基本である指定金融機関制度の存立の意義が根本的に損なわれるおそれもある点に留意が必要である。

当協会としては、郵政民営化に際して、ゆうちょ銀行の地方公金収納のあり方、仕組みについては、指定金融機関の意見を踏まえつつ、指定金融機関制度の設けられた趣旨・枠組みに則った適正な指定・運用が行われなければならないと考える。

以上